

編	章	節	細目等	質問文書	回答文書
3編	2章	4節	2.4.1.1 一般事項 (P44)	・コンクリート工事の単価について、屋外整備工事積算基準では、「公共住宅建築工事積算基準」に準ずる。但し、「その他」は除くものとする。」とありますが、建築工事積算基準では、「市場単価」による。」とあります。市場単価を採用した場合、どのように「その他」の部分を除くべきなのでしょう？又は、除く必要がないということなのでしょう？	・市場単価を採用する場合においては、「その他」の部分を除く必要はありません。 歩掛りを採用する場合は、 <u>公共住宅屋外整備積算基準の他の歩掛りとの整合を図る上で、歩掛り中の「その他」を除く</u> と考えます。
		8節	2.4.1 一般事項 (P45)	・塗装工事などの単価について、屋外整備工事積算基準では、「公共住宅建築工事積算基準」に準ずる。但し、「その他」は除くものとする。」とありますが、建築工事積算基準では、「市場単価」による。」とあります。市場単価を採用した場合、どのように「その他」の部分を除くべきなのでしょう？又は、除く必要がないということなのでしょう？	・市場単価を採用する場合においては、「その他」の部分を除く必要はありません。 歩掛りを採用する場合は、 <u>公共住宅屋外整備積算基準の他の歩掛りとの整合を図る上で、歩掛り中の「その他」を除く</u> と考えます。